

令和5年 5月22日開会
令和5年 月 日閉会

令和5年第1回北広島市議会臨時会

議 案 書

北 広 島 市

議 件

- | | |
|----------|----------------------------|
| 同意案第 1 号 | 監査委員の選任について |
| 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 5 号 | 令和 5 年度北広島市一般会計補正予算（第 2 号） |

同意案第1号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名 さくら い よし のぶ
 桜 井 芳 信

令和5年5月22日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

大迫彰委員の任期満了（令和5年4月30日）に伴い、新たに選任するものです。

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月22日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

令和4年度に受納した寄附金を令和5年度以降のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に活用するため、基金へ積み立てることが必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

令和4年度北広島市一般会計補正予算（第11号）

令和5年3月22日

北広島市長 上 野 正 三

令和4年度北広島市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度北広島市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ450,650千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,511,574千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 寄附金		1,014,010	450,650	1,464,660
	1 寄附金	1,014,010	450,650	1,464,660
歳入合計		31,060,924	450,650	31,511,574

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,239,700	450,650	3,690,350
	2 企画費	876,314	450,650	1,326,964
歳 出	合 計	31,060,924	450,650	31,511,574

令和4年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第11号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 寄附金	1,014,010	450,650	1,464,660
歳入合計	31,060,924	450,650	31,511,574

歳入
19款 寄附金
1項 寄附金
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	471,746	450,650	922,396	1 企画費寄附金	450,650	地方創生応援税制寄附金
計	1,014,010	450,650	1,464,660			450,650

総括

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 道 支 出 金	地 方 債		
2 総務費	3,239,700	450,650	3,690,350	0	0	450,650	0
歳 出 合 計	31,060,924	450,650	31,511,574	0	0	450,650	0

歳出
2款 総務費
2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	財源			区 分	金 額	
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
1 企画総務費	589,529	450,650	1,040,179	0	0	寄附金 450,650	24 積立金	450,650	企画振興経費 積立金	450,650
計	876,314	450,650	1,326,964	0	0	寄附金 450,650				450,650

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 2 日提出

北広島市長 上 野 正 三

専 決 処 分 書

令和 5 年 3 月 31 日公布の「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、北広島市税条例(昭和 25 年広島村条例第 14 号)を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

北広島市税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和 5 年 3 月 31 日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市税条例の一部を改正する条例

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第1号ニに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号イに規定する特定太陽光発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する特定風力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号イに規定する特定水力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する特定地熱発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する特定バイオマス発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する特定太陽光発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する特定風力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する特定水力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する特定地熱発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する特定バイオマス発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

改正後	改正前
<p>13 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>18 略</p>	<p>13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>18 略</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 略</p>	<p>第10条の3 略</p>
<p>2～9 略</p>	<p>2～9 略</p>
<p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>	<p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>
<p>11 略</p>	<p>11 略</p>
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>
<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を</p>

改正後	改正前													
<p>受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
略	略													
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%;">3,900円</td> <td style="width: 35%;">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円	1万800円	5,400円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円												
	1万800円	5,400円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第2号ア(イ)</td> <td style="width: 35%;">3,900円</td> <td style="width: 35%;">3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円												
	1万800円	8,100円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円												
	5,000円	3,800円												
	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
	<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4</p>													

改正後	改正前
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第26条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第26条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 改正後の北広島市税条例附則第16条及び第16条の2第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 22 日提出

北広島市長 上野 正三

専 決 処 分 書

令和 5 年 3 月 31 日公布の「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、北広島市国民健康保険税条例(平成 13 年北広島市条例第 3 号)を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和 5 年 3 月 31 日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北広島市国民健康保険税条例(平成13年北広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第24条の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月22日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

令和4年度予備費の使用が閣議決定されたことに伴い、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費が必要となったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分する。

令和5年度北広島市一般会計補正予算（第1号）

令和5年4月10日

北広島市長 上 野 正 三

令和5年度北広島市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度北広島市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ73,620千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,669,894千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,292,302	73,620	7,365,922
	2 国庫補助金	4,054,568	73,620	4,128,188
歳入合計		30,596,274	73,620	30,669,894

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		10,367,528	73,620	10,441,148
	2 児童福祉費	3,823,649	73,620	3,897,269
歳 出	合 計	30,596,274	73,620	30,669,894

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第1号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	7,292,302	73,620	7,365,922
歳入合計	30,596,274	73,620	30,669,894

歳入
 16款 国庫支出金
 2項 国庫補助金
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	612,357	73,620	685,977	2 児童福祉費補助金	73,620	子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金
計	4,054,568	73,620	4,128,188			

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				財源		
				特 国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
3 民生費	10,367,528	73,620	10,441,148	73,620	0	0
歳出合計	30,596,274	73,620	30,669,894	73,620	0	0

(歳出)

(単位：千円)

歳出

3款 民生費

2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源				内訳	節		説明		
				特 国道支出金	地方債	財 債	源 その他		区 分	金 額			
												補正額	
												補正額	計
5 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	0	73,620	73,620	0			一般財源	10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	80 240 1,800 71,500	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 需用費 80 役務費 240 委託料 1,800 保守・点検・整備委託負担金補助及び交付金 71,500 補助金・助成金・賛助金			
計	3,823,649	73,620	3,897,269	0									

議案第5号

令和5年度北広島市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度北広島市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ311,194千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,981,088千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月22日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,365,922	310,082	7,676,004
	2 国庫補助金	4,128,188	310,082	4,438,270
21 繰越金		100,000	1,112	101,112
	1 繰越金	100,000	1,112	101,112
歳入	合計	30,669,894	311,194	30,981,088

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,174,593	14,587	4,189,180
	1 総務管理費	3,299,222	14,587	3,313,809
3 民生費		10,441,148	295,495	10,736,643
	1 社会福祉費	4,118,764	295,495	4,414,259
4 衛生費		2,506,258	1,112	2,507,370
	1 保健衛生費	451,062	1,112	452,174
歳 出	合 計	30,669,894	311,194	30,981,088

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第2号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	7,365,922	310,082	7,676,004
21 繰越金	100,000	1,112	101,112
歳入 合 計	30,669,894	311,194	30,981,088

歳入
16款 国庫支出金
2項 国庫補助金
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	2,121,745	14,587	2,136,332	1 総務管理費補助金	14,587	マイナポイント事業費補助金 14,587
6 地方創生臨時交付金	0	295,495	295,495	1 地方創生臨時交付金	295,495	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 295,495
計	4,128,188	310,082	4,438,270			

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	100,000	1,112	101,112	1 繰越金	1,112	前年度繰越金 1,112
計	100,000	1,112	101,112			

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				財源			
				特定	地方債	その他	
2 総務費	4,174,593	14,587	4,189,180	14,587	0	0	0
3 民生費	10,441,148	295,495	10,736,643	295,495	0	0	0
4 衛生費	2,506,258	1,112	2,507,370	0	0	0	1,112
歳出合計	30,669,894	311,194	30,981,088	310,082	0	0	1,112

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国道支出金	地方債	財源 その他	区 分	金額		
										一般財源
13 情報化推進費	283,649	14,587	298,236	0	0	0	12 委託料	14,587	総合情報システム管理事業委託料 企画運営・作成等委託	14,587
計	3,299,222	14,587	3,313,809	0	0	0				

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,416,007	295,495	1,711,502	0	0	0	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 19 扶助費	1,112 120 191 44 500 3,988 15,740 800 273,000	低所得世帯支援金給付事業 給料 職員手当等 共済費 旅費 需用費 役務費 委託料 各種電算処理等委託 使用料及び賃借料 扶助費	1,112 120 191 44 500 3,988 15,740 800 273,000
計	4,118,764	295,495	4,414,259	0	0	0				

4款 衛生費

1項 保健衛生費

2 健康推進費	230,771	1,112	231,883	0	0	0	10 需用費 12 委託料	238 874	路上喫煙対策事業 需用費 委託料 企画運営・作成等委託	238 874
計	451,062	1,112	452,174	0	0	0				

給与費明細書

1 特別職 給与 与 費 明 細 書 (単位:千円)

区分	職員数(人)	給			与				計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当					
補正後	長等	3	27,036	10,790 (3.30月分)		351			38,177	6,245	44,422	退8,652 公44
	議員	22	93,060	37,670 (3.30月分)					130,730	30,039	160,769	
	その他	27	10,196						10,196		10,196	
	計	52	103,256	48,460		351			179,103	36,284	215,387	
補正前	長等	3	27,036	10,790 (3.30月分)		351			38,177	6,245	44,422	退8,652 公44
	議員	22	93,060	37,670 (3.30月分)					130,730	30,039	160,769	
	その他	27	10,196						10,196		10,196	
	計	52	103,256	48,460		351			179,103	36,284	215,387	
比較	長等	0	0	0		0			0	0	0	退0 公0
	議員	0	0	0					0	0	0	
	その他	0	0						0		0	
	計	0	0	0		0			0	0	0	

備考 1 長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。
2 その他には、市長、副市長及び教育長をいう。
その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について議会の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。
(公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員及び補充員8人、監査委員2人、農業委員会委員7人、教育委員会委員4人)

2 一般職 (1) 総括 (単位:千円)

区分	職員数(人)		給			与				合計	備考	
	一般職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当	職員手当	地域手当	通勤手当	住居手当			管理職手当
補正後	(44)	(405)	437,251	1,867,403	1,298,098	3,602,752				737,078	4,339,830	退278,283 公3,727
	466	32										
補正前	(44)	(405)	437,251	1,866,291	1,297,978	3,601,520				736,887	4,338,407	退278,283 公3,727
	466	30										
比較	0	0	0	1,112	120	1,232				191	1,423	退0 公0
	0	2										

区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務 手当	特殊勤務 手当
補正後	60,467	716	24,956	55,376	64,731	151,051	7,027
補正前	60,467	716	24,836	55,376	64,731	151,051	7,027
比較	0	0	120	0	0	0	0
区分	期末勤働手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当
補正後	825,831	40,549	0	2,601	28,353	0	0
補正前	825,831	40,549	0	2,601	28,353	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0

()内は短時間勤務職員等の数(外数)

給 与 費 明 細 書

(ア) 一般職員 (単位:千円)

区分	職員数(人)	給		与		費		合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費	時間外勤務手当		
補正後	(44) 466	0	1,803,640	1,209,053	3,012,693	640,800		3,653,493	退278,283 公3,727
補正前	(44) 466	0	1,803,640	1,209,053	3,012,693	640,800		3,653,493	退278,283 公3,727
比較	0 0	0	0	0	0	0		0	退0 公0

区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特別勤務手当	備考
補正後	60,467	716	23,407	55,376	64,731	150,771	7,027	[参考]児童手当 36,440
補正前	60,467	716	23,407	55,376	64,731	150,771	7,027	36,440
比較	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	期末勤労手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
補正後	738,615	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
補正前	738,615	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
比較	0	0	0	0	0	0	0	

()内は再任用短時間勤務職員等の数(外数)

(イ) 会計年度任用職員 (単位:千円)

区分	職員数(人)	給		与		費		合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費	時間外勤務手当		
補正後	(405) 32	437,251	63,763	89,045	590,059	96,278		686,337	
補正前	(405) 30	437,251	62,651	88,925	588,827	96,087		684,914	
比較	0 2	0	1,112	120	1,232	191		1,423	

区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特別勤務手当	備考
補正後	0	0	1,549	0	0	280	0	[参考]児童手当 0
補正前	0	0	1,429	0	0	280	0	0
比較	0	0	120	0	0	0	0	0
区分	期末勤労手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
補正後	87,216	0	0	0	0	0	0	
補正前	87,216	0	0	0	0	0	0	
比較	0	0	0	0	0	0	0	

()内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数(外数)

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他増減分		
職員手当	0	制度改正に伴う増減分		
		その他増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円) イ 初任給

(単位:円)

区分	分	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職	区	分	学歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
令和5年1月1日現在	平均給料月額	301,979	304,626	379,425	-	北広島市の制度	高校卒	154,600	154,600	154,600	154,600	-
	平均給与月額	320,553	327,041	388,625	-		大学卒	185,200	185,200	185,200	185,200	-
	平均年齢	39歳4月	39歳11月	50歳10月	-	国の制度	高校卒	154,600	-	-	-	-
平均給料月額	303,751	311,853	376,080	-	大学卒		185,200	-	-	-	-	
令和4年1月1日現在	平均給与月額	322,435	333,984	384,820	-							
	平均年齢	39歳9月	41歳2月	51歳8月	-							

備考 再任用短時間勤務職員等を除く。

ウ 級別職員数 ()内は再任用短時間勤務職員等の数及び構成比(外数)

区分	一般行政職		消防職		教育公務員		技能労務職	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	級							
	7級	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	6級	13	3.6	1	1.1	2	50.0	-
	5級	(-)	(-)	6	6.4	1	25.0	(-)
	4級	34	9.5	(-)	(-)	0	0.0	(-)
	3級	17	(14.6)	6	6.4	(-)	(-)	(-)
	2級	(7)	(14.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	1級	118	33.1	39	41.9	(-)	(-)	(-)
	計	(30)	(62.5)	(4)	(100)	(-)	(-)	(-)
		95	26.6	14	15.1	1	25.0	-
令和4年1月1日現在	7級	(4)	(8.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	6級	45	12.6	10	10.8	(-)	(-)	(-)
	5級	(0)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	4級	35	9.8	17	18.3	(-)	(-)	(-)
	3級	(48)	(100)	(4)	(100)	(-)	(-)	(-)
	2級	357	100	93	100	4	100	-
	1級	(-)	(-)	1	1.1	(-)	(-)	(-)
	計	13	3.6	1	1.1	1	25.0	(-)
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		39	10.9	9	9.7	2	50.0	(-)
令和4年1月1日現在	7級	(3)	(6.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	6級	10	2.8	3	3.2	1	25.0	(-)
	5級	(8)	(16.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	4級	125	35.0	40	43.0	(-)	(-)	(-)
	3級	(31)	(64.6)	(4)	(100)	(-)	(-)	(-)
	2級	91	25.5	16	17.2	1	25.0	(-)
	1級	(3)	(6.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	計	51	14.3	11	11.8	(-)	(-)	(-)
		(0)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		31	8.7	12	12.9	(-)	(-)	(-)
	(45)	(100)	(4)	(100)	(-)	(-)	(-)	
	360	100	92	100	5	100	-	

(級別の基準となる職務)

区分	職務	内容	容
1級	定型的な業務を行う職務		
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務		
3級	主任の職務		
4級	1 主査等の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務		
5級	課長等の職務		
6級	1 消防署長等の職務 2 困難な業務を処理する課長等の職務		
7級	1 部長等の職務 2 困難な業務を処理する消防署長等の職務		

工 昇給

区 分	合 計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
職員数 (A)	466	366	96	4	0
昇給に係る職員数 (B)	433	341	88	4	0
1号給	0	0	0	0	0
2号給	40	33	4	3	0
3号給	3	3	0	0	0
4号給	390	305	84	1	0
比率(B)/(A)	92.9%	93.2%	91.7%	100.0%	-
職員数 (A)	466	366	96	4	0
昇給に係る職員数 (B)	433	341	88	4	0
1号給	0	0	0	0	0
2号給	40	33	4	3	0
3号給	3	3	0	0	0
4号給	390	305	84	1	0
比率(B)/(A)	92.9%	93.2%	91.7%	100.0%	-

備考 職員数欄には再任用短時間勤務職員等を含まない。

才 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率 計	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	(1.15) 2.200	(1.15) 2.200	(2.30) 4.40	有
補正前	(1.15) 2.200	(1.15) 2.200	(2.30) 4.40	有
国の制度	(1.15) 2.200	(1.15) 2.200	(2.30) 4.40	有

()内は再任用職員等の支給率

カ 定年退職及び心算認定退職に係る退職手当

区分	20年度の者の者(月分)	25年度の者の者(月分)	35年度の者の者(月分)	最高限度(月分)	加算その他措置	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年退職例措置(2%~45%加算)	早特
国の制度(支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年退職例措置(2%~45%加算)	早特

キ 地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	国への派遣等
支給率(%)	0%	3%	20%
支給対象職員数(人)	0	0	2
国の指定基準に基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 3%		
	東京都特別区に在勤する職員 20%		

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.6%	0.0%	2.6%	0.0%	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年1月1日現在)	16.0%	1.0%	74.0%	0.0%	-
手当の名称	防疫作業手当 行旅死病人取扱従事手当 消防業務手当 野犬掃とう業務手当 災害応急対策等派遣手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額 家賃 (1)23,000円以下 (2)23,001~52,999円 (3)53,000円以上 月額 27,000円 支給額 (1)家賃 - 11,000円 (2)(家賃 - 23,000円) × 1/2 + 12,000円 (3)27,000円
通勤手当	異	交通機関利用者 交通用具使用者 実費支給 通勤距離に応じて定額支給